

おでかけ品質確保・向上のためのルール

地域へのあらたな公共交通導入のルール

(1) 基本方針

本ルールは、「小田原市地域公共交通総合連携計画」で定める「おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり」により、買物・通院・通勤・通学などの日常生活に欠かせない移動手段である路線バス等の公共交通導入検討を行うために定めるものです。

※「小田原市地域公共交通総合連携計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成 25 年 3 月に小田原市の公共交通のあり方を定めた計画です。

1) 対象地域

小田原市全域において、路線バス等の地域公共交通の利用が不便な地域とします。

2) 対象となる地域公共交通

原則として路線バスの導入検討とします。

ただし、地域の実情・特性等により、路線バスの導入検討が困難な場合は、必要に応じてコミュニティバス（乗車定員 11 人以上）や乗合タクシー（乗車定員 10 人以下）等を検討することができます。

3) 役割分担

導入検討にあたっては、提案、検討、運行計画策定、実証運行、本格運行の手順を進めることとし、市民・交通事業者・行政が主体的に関与し、それぞれの役割を果たすものとします。

主体	役割
市民	要望者ではなく主体として、提案から利用まですべてのプロセスに参加し、利用することで公共交通を支える意識を持つ。
交通事業者	公共交通のプロフェッショナルとして、市民ニーズに即した効率的な運行を実現する。
行政	コーディネーター兼サポーターとして、関係者との調整、情報収集及び提供、その他支援等を行う。

○市民、交通事業者、行政のいずれもが提案者となることができるものとします。

なお、市民が提案する場合は、地域に住む 5 人以上のグループとします。

○原則として、市民・行政による地域検討組織を設立し、必要に応じて交通事業者も参画し、移動手段の確保に向けた取組を推進するものとします。

(2) 取組の手順

ここでは、市民からの提案についての手順を示します。

STEP1 提案

市民から路線バスの提案（提案者：地域住民5人以上のグループ）

STEP2 出前講座の開催

出前講座を開催し、「小田原市地域公共交通総合連携計画」の概要を説明・周知

STEP3 路線バスの検討

- ① 地域住民・自治会等に地域検討組織の設立を確認（提案者が事務局となります）
 - ② 地域の実情及び特性の把握、課題の整理
 - ③ 路線バスによる課題解決の検討
- ※路線バスの導入が困難であり、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する場合はSTEP6へ

報告
▶
助言
◀

STEP4 路線バスの実証運行計画の検討・協議

- ① 運行方法等を定めた実証運行計画の策定
- ② 実証運行計画の適切性に関する協議
- ③ 地域の市民等に対し、実証運行計画の説明及び合意の形成
- ④ 関係官庁等への確認、協議

報告
▶
助言
◀

STEP5 路線バスの実証運行（3年以内）

- ① 地域の市民・自治会等への説明会開催
 - ② 運行に係る許可申請、バス停の設置、車両調達等の実証運行に向けた準備
 - ③ 実証運行の周知、利用促進のPR
 - ④ 実証運行を開始（3年以内）
 - ⑤ 実証運行実績を随時確認し、実証運行計画の見直しも含め、本格運行への移行について協議
- ※運行継続条件を満たす場合は本格運行へ
- ※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了。なお、路線バス導入は困難だが、コミュニティバス・乗合タクシー等を検討する必要がある場合はSTEP6へ

報告
▶
助言
◀

路線バスの本格運行

小田原市生活交通ネットワーク協議会

STEP6 コミュニティバス・乗合タクシー等の検討

コミュニティバス・乗合タクシー等による課題解決の可能性の検討
※コミュニティバス・乗合タクシー等が困難な場合は取り組みを終了

報告

助言

STEP7 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行計画の検討・協議

- ① 運行方法等を定めた実証運行計画の策定
- ② 実証運行計画の適切性に関する協議
- ③ 地域の市民等に対し、実証運行計画の説明及び合意の形成
- ④ 関係官庁等への確認、協議

協議

承認

STEP8 コミュニティバス・乗合タクシー等の実証運行（3年以内）

- ① 地域の市民・自治会等への説明会開催
 - ② 運行に係る許可申請、バス停の設置、必要に応じて車両の調達
 - ③ 実証運行の周知、利用促進のPR
 - ④ 実証運行を開始（3年以内）
 - ⑤ 定期的の実証運行実績を確認し、実証運行計画の見直しも含め、本格運行への移行について協議
- ※運行継続条件を満たす場合は本格運行へ
※運行継続条件を満たさない場合は基本的に取り組みを終了

協議

助言

小田原市生活交通ネットワーク協議会

コミュニティバス・乗合タクシー等の本格運行

※小田原市生活交通ネットワーク協議会は、学識経験者、市民代表、交通事業者、行政等が構成員となり、市民ニーズを見極め、地域公共交通のあり方を議論する場です。

支援基準と運行継続条件

地域公共交通	支援基準	運行継続条件 (案件ごとに設定)
路線バス	・行政支援は予算の範囲内で実証運行期間中の運行経費と収入（地域の会費、協賛金等を含む）の差額の1/2以内を補助	・設定した目標利用者数以上（1便平均〇人以上等）
コミュニティバス・乗合タクシー等	・行政支援は予算の範囲内で実証運行期間中の運行経費と収入（地域の会費、協賛金等を含む）の差額を補助	・設定した目標利用者数以上（1便平均〇人以上等）かつ収入が運行経費の〇%以上等